

学校プール集約化に関する方針（案）について

現在、本市立学校における水泳授業は、学校敷地内のプールで行われていますが、学校プールの約7割が設置から40年以上経過しており、老朽化が進んでいます。また、施設の適切な維持管理や改修にかかる財政上の負担のほか、日常的に水質管理を行う教職員の負担が課題となっています。他市等では、同様の課題に対応するため、学校外のプールで水泳授業を行うなど、学校プールを集約化する取組が実施されています。

教育委員会では、この課題に取り組むため、令和4年度当初に「学校プール施設集約化検討会議」を立ち上げ、水泳授業の継続的な実施を前提として、学校プールの現状と課題を整理するとともに、学校プールの集約化に向けた検討を進めてきました。

この検討を踏まえ、このたび一定の方針をまとめましたので、報告するものです。

1 本方針の概要

(1) プール集約化の手法の検討

本市立学校における水泳授業への影響を考慮する中で、学校プールの維持管理にかかる費用及び負担の軽減を図る観点から、プール集約化手法を検討しました。

プール集約化手法ごとの取組内容、メリット、デメリット

集約化手法	取組内容	メリット	デメリット
学校間の 共同利用	既存の学校プールを複数の学校が共同で利用する手法	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等の費用の軽減 ・管理にかかる作業負担の軽減 ・解体した場合、土地は多用途に転用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数校での日程調整が必要 ・移動時間の確保、調整が必要 ・中学校を利用する際は水位調整が必要 ・廃止した学校は、授業外のプール利用不可 ・解体した場合、プール水の二次利用不可
市営プールの活用 (市内3施設のうち利用可能な施設)	市営プール(屋内温水プール)を活用する手法	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等の費用がかからない ・管理にかかる作業負担がない ・解体した場合、土地は多用途に転用可 ・季節天候によらず長期間の授業実施が可能 ・管理者の監視等を受けることが可能 ※水泳指導を受けることも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者との協議、調整、費用負担が必要 ・移動時間の確保、距離によりバス等交通手段の確保、費用負担が必要 ・授業外の学校プールの利用不可 ・解体した場合、プール水の二次利用不可 ・水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある
民間プールの活用 (市内12施設のうち利用可能な施設)	民間プール(屋内温水プール)を活用する手法	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等の費用がかからない ・管理にかかる作業負担がない ・解体した場合、土地は多用途に転用可 ・季節天候によらず長期間の授業実施が可能 ・事業者の監視等を受けることが可能 ※水泳指導を受けることも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との協議、調整、費用負担が必要 ・移動時間の確保、距離によりバス等交通手段の確保、費用負担が必要 ・授業外の学校プールの利用不可 ・解体した場合、プール水の二次利用不可 ・水泳指導を受ける場合、公平性を欠く可能性がある ・事業者の経営や運営状況により、中止や撤退の可能性はある

(2) プール集約化にかかる検討事項

本方針において、水泳授業の必要性、実施時間数の目安、実施にかかる費用比較及び移動時間・移動距離の目安等について検討しました。

ア 学校における水泳授業の必要性

- ・学習指導要領に基づいた水泳指導が適切に実施できるよう、全校で水泳授業を継続することが必要
- ・海に面する本市の地理的条件を踏まえ、水泳指導により基礎的な泳力を身につける必要性は高い

イ 水泳授業の実施時間数の目安

- ・概ね6～10単位時間（1単位時間：小学校45分、中学校50分）
※「水泳指導の手引き（文部科学省発行）」及びこれまでの各校での実施状況をもととする
※水泳授業のカリキュラムは、各校の判断で柔軟に編成することができる

ウ 水泳授業の実施にかかる費用比較（1校あたり）

- ・今後30年間に想定される学校プールの維持管理等にかかる概算費用
年間583万円（水道使用料、保守管理費、施設更新費用等）
- ・学校外プールの利用料等にかかる概算費用
市営プール 年間約120万円（施設利用料、監視・緊急対応等）
民間プール 年間約220万円（施設利用料、監視・緊急対応等）
※事業者ごと、児童生徒数により費用は異なる

エ 移動時間・移動距離の目安

- ・移動時間 片道15分程度
- ・移動距離 徒歩の場合 700m以内
バスの場合 3km以内

(3) 今後の学校プール集約化の実施

本方針において検討した内容を踏まえ、それぞれの手法を試行事業として実施し、課題等を整理したうえで、学校プールの集約化を進めます。

ア 今後のスケジュール

- ・令和4年度 3月 教育委員会定例会にて方針決定
- ・令和5年度 5月～11月 各手法による試行事業実施
各校の意向及び条件整理
- 11月～3月 試行事業の検証及び課題整理
- ・令和6年度以降 順次、各集約化手法による水泳授業実施

イ 学校ごとのプール集約化手法の検討

- ・学校ごとにプール集約化に関する意向や条件を整理する
- ・プール集約化の可能性が見込まれる学校については手法の検討を開始する

ウ 集約化の対象外となった学校への対応

- ・集約化の対象外となり、プールを継続的に使用する学校については、適切な維持管理、改修整備を計画的に実施する

エ 学校再整備事業における学校プールの整備

- ・学校再整備事業において、学校プールを更新する必要がある場合、まずは、プール集約化の手法を検討する
- ・検討の結果、利用できるプール施設がない場合については、学校プールの更新を検討する

(4) 学校プールの廃止にかかる対応

学校プールの廃止にあたっては、市関係部局や地域団体との調整を重ね、慎重に検討を進めます。

ア 学校プール開放事業への対応

- ・生涯学習部との協議を進めるとともに、プール開放事業に従事している各地区の社会体育振興協議会等との調整を図る

イ プール水の二次利用（消防・災害用）への対応

- ・消防局及び防災安全部等との協議を進めるとともに、地域住民等で構成する避難施設運営委員会との調整を図る
- ・プールを解体する場合、必要に応じて、防火水槽等の設置を検討する

2 学校プール集約化に関する方針（案）

資料2のとおり

以 上

（事務担当 教育部 学校施設課）